

婦人科検診【医療機関検診】を受ける方へ

R8年度版

令和8年度の医療機関検診実施期間は令和9年2月28日(日)までとなります。
実施期間内に必ずご受診ください。

【重要】検診結果は、受診された日から約1ヶ月半～2ヶ月半後に健康医療政策課より郵送いたします。医療機関により返却時期が異なりますので、予めご了承ください。

1. 医療機関へ事前に電話等で日程の確認をしてから受診してください。
※乳がん超音波検査とマンモグラフィ検査は同日受診をおすすめしております。
2. 受診の際は下記のものを持参し、受診してください。
◎受診券と検診票 ※健康医療政策課発行のもの
◎個人負担金 ※受診券に記載されている負担金を医療機関へお支払いください。
◎マイナ保険証、または資格確認書

<婦人科医療機関検診 個人負担金一覧表> 令和7年度より超音波検査の対象年齢を拡大

検診名	対象年齢（R9年3月31日時点）	内容	個人負担金
乳がん検診	30～69歳 (30～49歳は年1回、 50～69歳は奇数年齢)	超音波	1,500円
	40歳代の偶数年齢の方（※注）	マンモグラフィ2方向	2,000円
	50歳以上で偶数年齢の方（※注）	マンモグラフィ1方向	
子宮頸がん検診	20歳以上		2,100円

（※注）マンモグラフィ検査は年度内偶数年齢になる方が対象ですが、昨年度受診されていない奇数年齢の方は受診可能です。昨年度受診し今年度偶数年齢の方は2年連続で受診可能です。

今年度40歳、50歳を迎える方へ

子宮頸がん・乳がんマンモグラフィ・乳がん超音波(40歳のみ)検診が無料です。

3. 受診券、検診票を紛失された場合は再発行いたしますので、健康医療政策課へご連絡ください。
4. その他
 - *乳房切除（片側乳房）をされている方は、通常の検診判定が行えない場合があります。判定方法や受診可否については、実施を希望される医療機関へ事前にご確認ください。
 - *市で行う集団検診・医療機関検診は、年度内に同じ検査項目を2回受診することは出来ません。同一年度内に同じ検診項目を重複して受診された場合、その検診にかかる費用は全額ご本人様の負担となりますのでご注意ください。



その他の健診とがん検診については、
笠間市公式ホームページ
「健康づくり」のページをご確認ください。

【お問合せ先】

健康医療政策課（地域医療センターかさま内）

☎ 0296-77-9145

窓口開庁時間：平日8:45～17:00

電話受付時間：平日8:30～17:15